

△農業経営基盤強化促進法三段表(平成二十九年三月二十三日現在)▽

		○農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)
	目次	○農業経営基盤強化促進法施行令(昭和五十五年政令第二百十九号)
<p>第一章 総則(第一条—第四条)</p> <p>第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等</p> <p>第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想(第五条・第六条)</p> <p>第二節 農地中間管理機構の事業の特例等(第七条—第十二条の十)</p> <p>第三節 農地利用集積円滑化団体(第十一条の十一—第十二条の十五)</p> <p>第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等</p> <p>第一節 農業経営改善計画(第十二条—第十四条の三)</p> <p>第二節 青年等就農計画(第十四条の四—第十四条の十)</p> <p>第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進(第十一条・第十六条)</p> <p>第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十七条—第二十七条)</p> <p>第五章 雜則(第十八条—第三十四条)</p> <p>第六章 罰則(第三十五条)</p> <p>附則</p>	<p>○農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和五十五年農林水産省令第二十四号)</p>	

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第一章 総則
(目的)

- 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等
- 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想(第五条・第六条)
- 第二節 農地中間管理機構の事業の特例等(第七条—第十二条の十)
- 第三節 農地利用集積円滑化団体(第十一条の十一—第十二条の十五)
- 第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等
- 第一節 農業経営改善計画(第十二条—第十四条の三)
- 第二節 青年等就農計画(第十四条の四—第十四条の十)
- 第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進(第十一条・第十六条)
- 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十七条—第二十七条)
- 第五章 雜則(第十八条—第三十四条)
- 第六章 罰則(第三十五条)
- 附則

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(農業経営基盤の強化の実施)

第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。

(定義)

第四条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）
 - 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - 三 農業用施設の用に供される土地
 - 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- この法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい、青年等について「就農」とは、農業経営の開始又は農業への就業（第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始）をいう。
- 一 青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう。次号において同じ。）

(青年の年齢)

第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、原則として十八歳以上四十五歳未満とする。

（効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者）

第一条の二 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める者は、年齢が六十五歳未満であつて、次の各号のいずれか

二 青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

に該当する者とする。

- 一 商工業その他の事業の經營管理に三年以上從事した者
- 二 商工業その他の事業の經營管理に關する研究又は指導、教育その他役務の提供の事業に三年以上從事した者
- 三 農業又は農業に關連する事業に三年以上從事した者
- 四 農業に関する研究又は指導、教育その他役務の提供の事業に三年以上從事した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認められる者

三 前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農林水産省令で定める要件に該当するもの

この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、次の各号に掲げる者が行う當該各号に定める事業をいう。

一 市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財團法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの 次に掲げる事業

（農地利用集積円滑化事業を行う者の要件）
第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲げる者のうち当該法人が営む農業に從事すると認められるものが、当該法人の役員の過半数を占めることとする。

第一条の四 法第四条第三項第一号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 市町村が社員となつてゐる一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれてゐる場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となつてゐる一般財團法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれてゐる場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。

二 その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の經營若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用

地等の保全のための管理を行う事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。)

ロ 農用地等を買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」）

ハ 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

二 前号に掲げる者以外の営利を目的としない法人（営利を目的としない人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの 農地所有者代理事業

4
一 農用地について利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転又は所有権の移転（以下「利用権の設定等」という。）を促進する事業（これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む。以下「利用権設定等促進事業」という。）

二 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
三 農用地利用改善事業（農用地に関し権利を有する者の組織する団体が農用地の利用に関する規程で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業をいう。以下同じ。）の実施を促進する事業

第一条の五 法第四条第三項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

二 その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

四 前三号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

第三章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業經營基盤強化促進基本構想

(農業経営基盤強化促進基本方針)

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的・経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- 二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- 三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- 四 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- 五 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

ロ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

3 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するためには農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事

(農業経営基盤強化促進基本方針)

第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第五条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

業の実施に関する事項を定めるものとする。

4 基本方針は、農業振興地域整備計画その他の法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

7 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

四 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

五 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
(2) 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は

残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借貸の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることによ

（農業経営基盤強化促進基本構想）
第二条 法第六条第一項の基本構想は、前条の基本方針の期間につき定めるものとする。

（基本構想の作成について意見を聴くべき者）
第一条 市町村が法第六条第一項の規定により基本構想（同項の基本構想をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合の意見を聴かなければならない。

より取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

(3) 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法

口 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ハ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ニ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ホ その他農林水産省令で定める事項

六 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

イ

市町村の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を用する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。以下「市街化区域」という。）を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

ロ 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

3 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第四項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとすることは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは

第三条 法第六条第二項第五号ホの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利用権設定等促進事業の実施により設定され、又は移転される利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（法第六条第二項第五号イ(2)及び(3)に掲げる事項を除く。）、農用地利用集積計画の作成の申出を行う農業協同組合及び土地改良区に関する事項並びに農用地利用集積計画の作成手続その他利用権設定等促進事業の実施に関する必要な事項

二 農用地利用規程の認定手続その他農用地利用改善事業の実施を促進する事業の実施に関する必要な事項

三 法第四条第四項第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項（法第六条第二項第四号ハ及びニに掲げる事項を除く。）

四 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関する必要な事項

第四条 削除

（基本構想の協議手続）

第五条 市町村は、法第六条第五項の規定により基本構想に

、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

つき協議をしようとするときは、当該基本構想に第二条の規定により聽いた意見を記載した書面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(基本構想の公告)

第六条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県知事の同意を得て基本構想を定めた旨及び当該同意に係る基本構想を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

(基本構想の変更)

第七条 第二条及び第五条の規定は、法第六条第五項の規定による基本構想の変更について準用する。この場合において、第五条中「第二条の規定により聽いた意見」とあるのは、「第二条の規定により聽いた意見及び基本構想の変更をする」と必要とする理由」と読み替えるものとする。

第二節 農地中間管理機構の事業の特例等

(農地中間管理機構の事業の特例)

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる事業を行う。

一 農地売買等事業（農用地等の借受けを除く。以下この条において同じ。）

二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号及び第十二条の十一第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は

資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分

割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(事業規程)

第八条 農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に關して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

(事業規程の承認申請手続)

第八条 法第八条第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 事業規程

二 定款

(事業規程に定めるべき事項)

第九条 法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七条第一号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 農用地等の買入れに関する事項

ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ハ 農用地等の管理に関する事項

ニ その他法第七条第一号に掲げる事業の実施方法に関する事項

三 法第七条第二号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 信託の引受けに関する事項

ロ 信託財産の売渡しに関する事項

ハ 信託財産の管理に関する事項

ニ 信託財産に係る損失の填補に関する事項

ホ 信託の終了に関する事項

ト 信託と併せ行う貸付けに関する事項

ト その他法第七条第二号に掲げる事業の実施方法に関する事項

三 法第七条第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条

第二項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）に対する出資及び持分又は株式

の取得に関する事項

ロ 農地中間管理機構が当該事業に基づき取得した持分又は株式の譲渡に関する事項

都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

- 一 基本方針に適合すること。
- 二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう前条各号に掲げる事業を実施すると認められること。
- 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

- ハ その他法第七条第三号に掲げる事業の実施方法に関する事項
- 四 法第七条第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- 五 農地利用集積円滑化団体並びに農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十九号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- 六 その他法第七条各号に掲げる事業の実施方法に関する事項
-
- （事業規程の承認基準）
- 第十条 法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 法第七条各号に掲げる事業を行うに当たつて、農地利用集積円滑化団体並びに都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - 二 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合における農業用施設は次に掲げるものであること。
 - イ 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - ロ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - ハ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - ニ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
 - ミ 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発

<p>(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)</p> <p>第十一條 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二条第一項及び第二項並びに第三十条第一項中「農地中間管</p>	<p>2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)</p> <p>第十一條 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二条第一項及び第二項並びに第三十条第一項並びに第三十条第一項の規定の適用については、同法第十三条、第二十二条第一項及び第二項並びに第三十条第一項中「農地中間管</p>	<p>第九条 農地中間管理機構は、事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は事業規程の変更について、同項の規定は事業規程の廃止について準用する。</p> <p>(承認の取消し)</p> <p>第十条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>一 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定を取り消されたとき。</p> <p>二 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>	
		<p>(事業規程の公報)</p> <p>第十一條 法第八条第四項の規定による公告は、同項に掲げる事項を都道府県の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。</p>	<p>第十二條 第八条の規定は、法第九条第一項の規定による承認について準用する。</p>

して同号に掲げる農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うこと。

「理事業」とあるのは、「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第十六条中「農地中間管理事業」とあるのは、「農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第二十七条第一項中「農地貸付信託」とあるのは、「農地貸付信託又は農業経営基盤強化促進法第七条第二号に規定する信託」とする。

(指定)

第十一條の二 農林水産大臣は、農地中間管理機構の行う第七条各号に掲げる事業を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十一條の三 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業その他の農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債

(支援法人の指定の申請)

第十二条の二 法第十一條の二第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面

五 法第十一條の三各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六 法第十一條の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

(名称等の変更の届出)

第十二条の三 法第十一條の二第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する支援法人は、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
二 変更しようとする日
三 変更の理由

務を保証すること。

二 農地中間管理機構に対し、前号に規定する事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 農地中間管理機構に対し、第一号に規定する事業の実施のための助成を行うこと。

四 第七条各号に掲げる事業に関する啓発普及を行うこと。

五 第七条各号に掲げる事業に関する調査研究を行い、及びこれらの事業に従事する者の研修を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十一条の四 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(支援法人の業務の一部委託の認可の申請)

第十二条の四 支援法人は、法第十一条の四第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 委託を必要とする理由

二 委託しようとする法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 委託しようとする法人の事務所の所在地

四 委託しようとする業務内容及び範囲

五 委託の期間

2 前項の委託認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 委託しようとする法人の定款

二 委託しようとする法人の登記事項証明書

(業務規程の認可)

第十一条の五 支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ

(業務規程の記載事項)

第十二条の五 法第十一条の五第四項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 被保証人の資格

二 保証の範囲

三 保証の金額の合計額の最高限度

四 一被保証人についての保証の金額の最高限度

五 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度

六 保証契約の締結及び変更に関する事項

七 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

八 保証債務の弁済に関する事項

九 求償権の行使方法及び消却に関する事項

十 業務の委託に関する事項

(事業計画等)

第十一条の六 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び收支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

(事業計画等の認可の申請)

第十二条の六 支援法人は、法第十一条の六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 前事業年度の予定貸借対照表

四 当該事業年度の予定貸借対照表

五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2 前項第一号の事業計画書には、法第十一条の三各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第十二条の七 支援法人は、法第十一条の六第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

<p style="text-align: right;">2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>(区分経理)</p> <p>第十一条の七 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第十一条の八 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第十一条の九 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第十一条の十 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>一 支援法人が第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき。</p> <p>二 支援法人が第十一条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>三 支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>				
<p>第三節 農地利用集積円滑化団体</p> <p>(農地利用集積円滑化事業規程)</p> <p>第十二条の十一 第四条第三項各号に掲げる者（市町村を除く）</p>				<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第十二条の八 支援法人は、法第十二条の六第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出をしようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。</p> <p>(区分経理の方法)</p> <p>第十二条の九 支援法人は、法第十二条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）に係る経理について特別の勘定を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。</p>

く。）は、第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。

（農地利用集積円滑化事業規程の承認申請手続）
第十二条の十 法第十一条の十一第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。
一 農地利用集積円滑化事業規程

二 法第四条第三項第一号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人につては、定款

三 法第四条第三項第二号に掲げる者につては、定款又は規約

2

前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関する農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本構想に適合するものであること。

二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つてゐる者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

（農地利用集積円滑化事業規程に定めるべき事項）

第十二条の十一 法第十一条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む。）
ロ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
二 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項（法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。次号において同じ。）
イ 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
ハ 農用地等の管理に関する事項
二 その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
三 法第四条第三項第一号ハに掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
四 事業実施地域に関する事項
五 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
六 その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められ

（農地利用集積円滑化事業規程の承認基準）

第十二条の十二 法第十一条の十一第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有

た農地利用集積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

5 同意市町村は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

第十一条の十二 前条第一項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。

しているものであること。

二 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。

三 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るために基準を有しているものであること。

四 前各号に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確實に実施すると認められるものであること。

五 農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県機関、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

六 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、第十条第二号イからニまでに掲げるものであること。

七 第十条第二号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

(農地利用集積円滑化事業規程の公告)

第十二条の十三 法第十二条の十一第五項の規定による公告は、同項に掲げる事項を市町村の公報に記載することその他所定の手段により行うものとする。

(農地利用集積円滑化事業規程の変更等の手続)

第十二条の十四 第十二条の十の規定は、法第十二条の十二第一項の規定による承認について準用する。

前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。

第十一条の十三 同意市町村は、その区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の十一第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

3 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

4 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

5 第十一条の十一第一項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

（委任の申込みに応ずる義務）

第十二条の十五 第十二条の十一第一項の承認を受けた者は農地利用集積円滑化事業規程を定めた同意市町村（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）であつて、農地所有者代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。

（準用）

第十二条の十五 第十二条の八から第十二条の十までの規定は、第十二条の十一第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第十二条の八から第十二条の十までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「同意市町村」

（農地利用集積円滑化事業規程の作成の手続）

第十二条の十五 法第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）が法第十二条の十三第一項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようするとときは、当該同意市町村の長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

第十二条の十六 第十二条の十三の規定は、法第十二条の十三第四項の規定による公告について準用する。

と、第十二条の八及び第十二条の九中「第十二条の三各号に掲げる業務」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と「第十二条の十第一項中「第十二条の二第一項の規定による指定」とあるのは「第十二条の十一第一項の承認」と、同項第一号中「第十二条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」とあるのは「第四条第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財團法人又は同項第二号に掲げる者（農地売買等事業を行つてゐる場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財團法人）でなくなつた」と、同条第二項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と読み替えるものとする。

第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等

第一節 農業経営改善計画

（農業経営改善計画の認定等）

第十二条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状

二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標

三 前号の目標を達成するためとるべき措置

四 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本構想に照らし適切なものであること。

二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な

（農業経営改善計画の認定申請手続）
第十三条 法第十二条第一項の農業経営改善計画は、農林水产大臣の定める様式により作成するものとする。

ものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 同意市町村は、農業經營改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする。

(農業經營改善計画の認定基準)

第十四条 法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その農業經營改善計画の達成される見込みが確実であること。

二 その農業經營改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第三項に規定する措置として当該農業經營改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当すること。

イ 当該農業經營改善計画を作成した者の農業經營の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業經營改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

ハ 当該農業經營改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。

同意市町村が農業經營改善計画が前項第二号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならぬい。

(農業經營改善計画の認定の有効期間)

第十五条 法第十二条第一項又は第十三条第一項の認定の有效期間は、法第十二条第一項の認定をした日から起算して五年とする。

(農業經營改善計画の変更等)
第十三条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る農業經營改善計画を変更

しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならぬ。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者（次条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（農地法の特例）

第十四条 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは「次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等（以下この号において「関連事業者等」という。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは「次に掲げる者又は関連事業者等に該当する社員」とする。

（資金の貸付け）

第十四条の二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

（研修の実施等）

第十四条の三 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

第一節 青年等就農計画

(青年等就農計画の認定)

第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の開始の時における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状）

二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標

三 前号の目標を達成するため必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本構想に照らし適切なものであること。

二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間)
第十五条の二 法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

(青年等就農計画の認定申請手続)

第十五条の三 法第十四条の四第一項の青年等就農計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

(青年等就農計画の認定基準)

第十五条の四 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。

二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十一条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。

(青年等就農計画の認定の有効期間)

第十五条の五 法第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項の認定の有効期間は、法第十四条の四第一項の認定をした日から起算して五年とする。ただし、同項に規定する既に農業経営を開始した青年等にあつては、同項の認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して五年を経過した日までとする。

(青年等就農計画の変更等)

第十四条の五 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項第二号の目標を達成するためによるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(公庫が行う貸付け)

第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定就農者に対し、青年等就農資金（認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要な資金で農林水産大臣が指定するものをいいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

二 認定就農者に対する青年等就農資金の貸付けを行う融资機関（農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十四条の八第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第

(融資機関)
第三条 法第十四条の六第一項第二号の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫とする。

三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十四条の六第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（イ、ロ若しくはニに定める者は当該認定就農者」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「この業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化

促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

(貸付金の利率、償還期限等)

第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。次条第一項において同じ。）は十二年以内、据置期間は五年以内で公庫が定める。

（融資機関が行う貸付け）

第十四条の八 公庫が行う第十四条の六第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十三年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める。

2 前条の規定は、融資機関が行う第十四条の六第一項第二号の青年等就農資金の貸付けについて準用する。

（政府が行う利子補給）

第十四条の九 政府は、公庫が第十四条の六第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。）を公庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降十五年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合は、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

（政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結）

第四条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法第十四条の九第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下この条において同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第十四条の六第一項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例）
第十四条の十 株式会社日本政策金融公庫法別表第一（第八号の下欄の口に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第一項第三号の措置を行うのに

必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかるわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

(青年農業者等育成センター)

第十四条の十一 都道府県は、新たに就農をしようとする青年等及び青年等（第四条第二項第三号に掲げる者を除く。）をその當む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの青年等の就農に関する相談に応じ、並びに当該者に対し、青年等の就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点（次条第一項において「青年農業者等育成センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(国等の援助等)

第十四条の十二 国、地方公共団体、青年農業者等育成センターとしての機能を担う者及び農業に関する団体は、相互に連携協力し、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青年等の就農の促進を図るため、青年等に対する農業の技術又は経営方法の習得を支援するための措置、新たに農業経営を営む青年等の農業経営を確立するための措置その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進

第十五条 同意市町村の農業委員会（農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、その長。以下同じ。）は、認定農業者若しくは認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るために農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業（農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合に限る。）

<p>若しくは農地中間管理機構が行う第七条第一号から第三号までに掲げる事業の実施が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構（以下この項及び次条において「農地利用集積円滑化団体等」という。）の同意を得て、当該農地利用集積円滑化団体等を含めて当該調整を行うものとする。</p> <p>3 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。</p> <p>4 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを同意市町村の長に申し要請するものとする。</p>	<p>第十六条 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。</p> <p>2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定による通知は、前条第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。</p> <p>4 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正</p>
--	--

当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地利用集積円滑化団体等以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地利用集積円滑化団体等は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者又は認定就農者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

第四章 農業經營基盤強化促進事業の実施等

（農業經營基盤強化促進事業の実施）

第十七条 同意市町村は、農業經營基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業經營基盤強化促進事業を行うものとする。

2 同意市町村は、市街化区域においては、農業經營基盤強化促進事業を行わないものとする。

（農用地利用集積計画の作成）

第十八条 同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時從事すると認められない者（農地所有適格法人、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時從事すると認められない者から除かれる者）

（農用地利用集積計画の作成）
第十六条 同意市町村は、法第十八条第一項の規定により農用地利用集積計画を定めようとするとときは、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進並びに基本構想において定められた法第六条第二項第五号イ(1)の要件を備える者の農業經營の改善及びその安定を図ることを旨として、当該農用地利用集積計画の作成の時期等につき適切な配慮をするものとする。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主

二 次条第一号から第四号までに掲げる場合及び同条第五

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の

種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあつては借賃及びその支払の方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

七 前号に規定する者にあつては、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その者が賃借権又は使用貸借によると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

号の農林水産省令で定める場合において利用権の設定等を受ける者

（農用地の利用状況の報告）

第十六条の二 法第十八条第二項第七号の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同意市町村の長に提出して行わなければならない。

一 法第十八条第二項第六号に規定する者の氏名及び住所

（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 前号の者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

三 前号の農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

四 第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

五 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六 第一号の者が法人である場合には、その法人の農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七 その他参考となるべき事項

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第一号の者が法人である場合には、定款の写し
二 その他参考となるべき書類

八 その他農林水産省令で定める事項

3

農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた

後において、次に掲げる要件（農地所有適格法人及び同

項第六号に規定する者にあっては、イに掲げる要件）の

全てを備えることとなること。ただし、農地利用集積円

滑化団体が農地売買等事業の実施によって利用権の設定

等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業

又は第七条第一号に掲げる事業の実施によって利用権の

設定等を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規

定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、

同法第十二条の五十第一項第一号に掲げる場合において

農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又

は移転を受けるとき、農地所有適格法人の組合員、社員

又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲

げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に前項第二号

に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用

権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつ

ては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第二十条の二第一項第三号に

（農用地利用集積計画に定めるべき事項）

第十七条 法第十八条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。

（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第六条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合であつて、同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときは、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。

一 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第一項第二号に掲げる業務の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

二 地方公共団体が対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため利用権の設定等を受ける場合

三 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第一号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同

おいて同じ。)のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が五年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

同意市町村は、第十五条第四項の規定による農業委員会の要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合において、その定めようとする農用地利用集積計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるときは、第一項の規定にかかわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。

4

飼育の用に供する桑園その他當該法人の直接又は間接の構員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合

四 農地法施行令第二条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が対象土地を當該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合

五 その他農林水産省令で定める場合

(利用権の設定等に関する要件が緩和される場合)

第十八条 農業経営基盤強化促進法施行令(以下「令」という。)第六条第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合であつて、法第十八条第二項第二号に規定する土地(以下「対象土地」という。)を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにはその者が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第六号又は第七号に掲げる場合にあつてはその者が利用権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができる認められることとなるとき有限る。)とする。

一 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

二 農地利用集積円滑化団体が第一条の四第二号に規定する農業構造の改善に資するための事業(法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業を除く。)の実施によつて利用権の設定等を受ける場合

三 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第三条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。)が農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行つたため利用権の設定等を受ける場合であつて、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるとき。

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人であるものを除く。)が対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合

五 生産森林組合(森林組合法(昭和五十三年法律第三十
六号)第九十三条第二項第二号に掲げる事業を行うものに限る。)が対象土地を農用地以外の土地として同号に掲げる事業に供するため利用権の設定等を受ける場合

<p>(公告の効果)</p> <p>第二十条 前条の規定による公告があつたときは、その公告</p>	<p>(農用地利用集積計画の公告)</p> <p>第十九条 同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p>	<p>5 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のために、農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</p> <p>一 当該市町村の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体 その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的</p> <p>二 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合 その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目的</p> <p>三 当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区 その地区内の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項又は第八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集團化と相まって農用地の利用の集積を図る目的</p>
	<p>(農用地利用集積計画の決定の公告)</p> <p>第二十条 法第十九条の規定による公告は、農用地利用集積計画を定めた旨及び当該農用地利用集積計画（第十七条に規定する農業経営の状況を除く。）について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p>	<p>六 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項各号に掲げる事業（同項第六号に掲げる事業を除く。）を行う法人が対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>七 農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第一条第六号、第八号又は第九号に掲げる法人が対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>（農用地利用集積計画の作成の申出）</p> <p>第十九条 法第十八条第五項の規定による申出は、当該申出をしようとする農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善事業を行う団体、農業協同組合又は土地改良区の代表者が法第十八条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を記載した書面を添えてするものとする。</p>

(農用地利用集積計画の取消し等)
があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用
権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

第二十条の二 同意市町村の長は、次の各号のいずれかに該
当するときは、第十九条の規定による公告があつた農用地
利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借に
よる権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する
者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講すべきこ
とを勧告することができる。

一 その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業
により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的か
つ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役
割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていな
いと認めるとき。
三 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務
執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の
事業に當時従事していないと認めるとき。

同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、
農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち當該
各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部
分を取り消さなければならない。

一 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計
画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第
十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に
利用していないと認められるにもかかわらず、これらの
権利を設定した者が貸借又は使用貸借の解除をしない
とき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わな
かつたとき。

3 同意市町村は、前項の規定による取消しをしたときは、
農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を
公告しなければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、第二項の規定に
よる取消しに係る貸借又は使用貸借は解除されたものと
みなす。

5 同意市町村の農業委員会は、第十八条第二項第六号に規
定する条件に基づき貸借若しくは使用貸借が解除された
場合又は第二項の規定による農用地利用集積計画の取消し

(農用地利用集積計画の取消しの公告)

第二十条の二 法第二十条の二第三項の規定による公告は、
農用地利用集積計画のうち法第二十条の二第二項各号に係
る貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り
消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに
係る部分を市町村の公報に掲載することその他所定の手段
により行うものとする。

があつた場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(登記の特例)

第二十一条 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(利用権設定等促進事業の推進)

第二十二条 農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構は、利用権設定等促進事業の推進に資するため広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他協力をを行うよう努めるものとする。

(農用地利用規程)

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第五号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつてゐるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適當である旨の認定を受けることができる。

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

二 農用地利用改善事業の実施区域

三 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

四 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(定款等の記載事項の基準)
第七条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められていること並びにこれらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合するものであることとする。

--	--	--	--

五 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他
農用地の利用関係の改善に関する事項

六 その他必要な事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を當む法人を除き、農業経営を當む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

二 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合に

（特定農業団体の要件）

第八条 法第二十三条第四項の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 前条に規定する基準に従つた定款又は規約を有していること。

二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業経営を當む法人となることに関する計画の基準

（農業経営を當む法人となることに関する計画の基準）
第二十条の三 令第八条第一号の農林水産省令で定める基準

は、次に掲げるとおりとする。

一 農業経営を當む法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、その団体が定められた特定農用地

利用規程に係る法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日前であること。

二 その団体が農業経営を當む法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

おいて、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又是特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

三 その他農林水産省令で定める要件

第二十条の四 令第八条第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

（特定農業団体の要件）
第一条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第二十三条第一項の認定を受けた日から起算して五年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を五年を超えない範囲内で延長することができる。

第二十一条 第二十条の規定は、法第二十三条第八項（法第二十四条第四項で準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

- （農用地利用規程の認定の公告）
（特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続）
第二十一条の二 令第九条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。
一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
二 延長の期間
三 特定農用地利用規程の有効期間を延長することを必要とする理由

8 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するよう努めなければならない。

9 特定農用地利用規程の有効期間は、政令で定める。

第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構に対し、農用地利用改善事業に關し、必要な助言を求めることができる。

（特定農用地利用規程の有効期間）

第九条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第二十三条第一項の認定を受けた日から起算して五年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を五年を超えない範囲内で延長することができる。

（特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続）
第二十一条の二 令第九条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。
一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
二 延長の期間
三 特定農用地利用規程の有効期間を延長することを必要とする理由

三 その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。
四 その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。
（特定農業団体の要件）
第二十条の四 令第八条第三号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

（特定農業団体の要件）
第一条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第二十三条第一項の認定を受けた日から起算して五年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を五年を超えない範囲内で延長することができる。

（農用地利用規程の認定の公告）

第二十一条 第二十条の規定は、法第二十三条第八項（法第二十四条第四項で準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(農用地利用規程の変更等)

第二十四条 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 認定団体は、前項ただし書の場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。

3 同意市町村は、認定団体が前条第一項の認定に係る農用地利用規程（前二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(特定農業団体の組織の変更に係る通知)

第二十一条の三 法第二十四条第一項ただし書の規定による特定農業団体の組織の変更は、特定農業団体が、あらかじめ、当該特定農業団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定を受けた団体に通知をしてするものとする。

(農用地利用規程の軽微な変更)

第二十二条 法第二十四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

(農用地利用規程の認定の取消しの事由)

第十条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 農用地利用規程について法第二十三条第一項の認定を受けた団体（次号において単に「団体」という。）が同項に規定する団体でなくなつたこと。
二 法第六条第五項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四条第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。

(農用地利用規程の認定申請手続)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、農用地利用規程の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十三条 法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一 定款又は規約
二 地区及び当該地区内の農用地につき法第十八条第三項第四号の権利を有する者の当該団体への加入状況を記載した書面

<p>(勧奨等)</p> <p>第二十六条 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を</p>	
<p>(勧奨についての配慮)</p> <p>第二十五条の二 法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勧奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各</p>	<p>三 当該申請について総会その他の議決機関で議決をしたことを証する書面</p> <p>四 特定農用地利用規程の申請があつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面</p> <p>五 特定農業法人が定められた特定農用地利用規程の申請があつては、次に掲げる特定農業法人の区分に応じ、それぞれ次に定める書面</p> <p>イ 法第十二条第一項の認定を受けた特定農業法人 法第十三条第二項に規定する認定計画</p> <p>ロ イに掲げる特定農業法人以外の特定農業法人 法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日までに行う農業經營の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業經營の改善に関する目標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画</p> <p>六 特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請があつては、次に掲げる書面</p> <p>イ 特定農業団体の定款又は規約</p> <p>ロ 令第八条第二号に規定する計画</p> <p>ハ 第二十条の三第二号及び第三号に掲げる要件を満たすことを証する書面</p> <p>2 前項の規定は、法第二十四条第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定の申請について準用する。</p> <p>(農用地利用規程の認定について意見を聴くべき者)</p> <p>第二十四条 第二条の規定は、法第二十三条第一項の規定による農用地利用規程の認定又は法第二十四条第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定について準用する。</p> <p>(特定農用地利用規程の変更の届出)</p> <p>第二十五条 法第二十四条第二項の届出は、同項の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が同条第一項に規定するところにより農業經營を営む法人となつたことを証する書面を添えてしなければならない。</p>

<p style="text-align: center;">第五章 雜則</p> <p>(農業協同組合法等の特例)</p> <p>第二十七条 同意市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善を図るため、農作業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(委託を受けて行う農作業の実施の促進等)</p> <p>第二十七条 同意市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善を図るため、農作業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施の促進に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるものとする。</p>	<p>2 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行なう認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行なう認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。</p>
--	--	---

		<p>号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。</p> <p>一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項に規定する交付金</p> <p>二 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第一項に規定する交付金</p> <p>三 経営所得安定対策交付金</p> <p>四 環境保全型農業直接支援対策交付金（地方公共団体がこれと一体的に交付するものを含む。）</p>
--	--	--

前項の規定は、第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第七十三条第一項において準用する同法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなつた同法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人の組合員（認定団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当する者で当該農事組合法人の定款で定めるものに限る。）について準用する。

第二十九条 第二十三条第一項の規定に適合する農事組合法人は、同項の認定を受けたときは、農業協同組合法第七十二条の十第一項の規定にかかわらず、農用地利用改善事業を行うことができる。

2 前項の規定により農用地利用改善事業を行う農事組合法人は、農業協同組合法第七十二条の十第一項の規定にかかるわらず、土地改良法第一条第一項に規定する土地改良事業を行うことができる。この場合においては、当該農事組合法人を同法第九十五条第一項又は第一百条第一項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合となして、同法の規定を適用する。

（資金の貸付け）

第三十条 国は、都道府県が農地中間管理機構に対し、その行う第七条第一号から第三号までに掲げる事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、政令で定める。

（土地改良法施行令の特例）

第十一条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第一項又は第一百条第一項の規定により土地改良事業を行い、又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行令

（土地改良法施行規則の特例）

第二十六条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法第九十五条第一項又は第一百条第一項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の規定を適用する。

（償還方法）

第十二条 法第三十条第一項の国又は都道府県の貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、別表第二の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとし、その償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

2 都道府県は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。

<p>(援助)</p> <p>第三十一条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(法人化の推進等)</p> <p>第三十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）の推進、農業経営の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(農業委員会等の協力)</p> <p>第三十三条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たっては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第三十四条 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条及び第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</u>第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>			<p>都道府県が、農地中間管理機構に対し、<u>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）</u>第一百七十七条の六第一項の規定により貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、<u>同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。</u></p>

第六章 罰則

第三十五条 第十六条第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政府が行う利子補給等)

8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、公庫が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができること。

9 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七年度以内とする。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとなるないようにしなければならない。

11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

（東日本大震災により被害を受けた者に対する青年等就農資金の貸付け等の特例）

13 青年等就農資金であつて、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による灾害をいう。附則第十五項に

附 則

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十五年九月一日）から施行する。

2 法附則第八項の政令で定める農用地の改良又は造成は、当該農用地の改良又は造成に関する事業の施行に係る地域において、農林水産大臣の定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体が当該事業の完了する以前において利用権の設定等又は農作業の委託を受けると見込まれる農用地の面積が農林水産大臣の定める基準に適合するものであることとする。

3 第四条の規定は、政府が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぶ場合について準用する。この場合において、同条中「第十四条の六第一項各号」とあるのは、「附則第八項」と読み替えるものとする。

おいて同じ。)により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが政令で定める日までに貸付けを受けるものについての第十四条の七(第十四条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第十四条の七中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

<p>別表第一(第六条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)</td><td style="padding: 5px;">法第十八条第三項第一号イに掲げる要件</td></tr> </table>	農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)	法第十八条第三項第一号イに掲げる要件	<p>4 法附則第十三項及び第十五項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの證明を市町村長その他相当な機関から受けたことの證明を市町村長その他相当な機関から受けた者の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者 二 その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者 <p>法附則第十三項の政令で定める日は、平成三十年三月三十日とする。</p>
農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)	法第十八条第三項第一号イに掲げる要件		

別表第一(第十二条関係)			
資金の種類	償還期間	据置期間	
法第七条第二号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	五年以内	一年以内	農業用施設の用に供される土地(木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供される土地)
法第七条第三号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	二十五年以内	一年以内	農業用施設の用に供される土地(木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供される土地)

<p>別表(第十八条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供される土地</td><td style="padding: 5px;">その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</td></tr> </table>	木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。	<p>その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p>
木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。		

一 この法律の施行の際現に行われている旧農地保有合理化事業 施行日

二 (略)

2 前項各号に掲げる旧農地保有合理化事業についての農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、第二条の規定による改正後の農地法（附則第六条第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。）第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる者とみなす。

4 施行日前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、附則第十四条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十一第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行っている土地改良事業及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業についての旧農地保有合理化法人が参加する資格については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧農地保有合理化法人が受けた附則第十七条の規定による改正前の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号。以下この項において「旧特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認並びに当該承認に係る農地についての旧特定農地貸付法第四条に規定する農地法の特例及び旧特定農地貸付法第六条に規定する土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の特例については、なお従前の例による。